

翻刻『論語義疏』（大槻本）

——何晏集解序疏——

影 山 輝 國

はじめに

本稿は、『論語義疏』（大槻本）——皇侃自序——（『実践国文学』第七十四号 平成二十年十月十五日）に引き続き、何晏集解序とその皇侃義疏とを、原文に附せられた訓点に従って読み下したものである。

誤字や読点の位置を含め句読に問題ありと思われる個所が若干あるが、大槻本の読みを忠実に再現することに努め、敢えて訂正してはいない。

『論語義疏』各鈔本及間の文字の異同については、拙稿『論語義疏』校定本及校勘記——何晏集解序疏——（実践女子大学文芸資料研究所『年報』第二十六号 平成十九年三

月）を参照されたい。

また、現代語による訳注は別に発表するつもりである。

翻刻掲載にあたっては、慶応義塾大学附属研究所斯道文庫の承諾を得た。特に記して感謝の意を表する。

翻刻—『論語義疏』何晏集解序疏

凡例

一、本訓読文は慶応義塾大学附属研究所斯道文庫に蔵せられる文明十九年鈔本『論語義疏』（いわゆる「大槻本」）を、原文に附せられた訓点に従って読み下したものである。

一、原文は毎半葉九行、毎行二十字、疏文小字双行であるが、翻刻に際してはこれにこだわらなかつた。

一、使用する漢字は、コンピュータ処理の上で可能な限り旧字体とした。

一、原文の異体字は、原則として正字に改めた。また、繰り返し符号で表記されているものは、相当する漢字に改めた。

一、原文にはカタカナで振仮名や送仮名が附せられているので、それらはみなカタカナを用いて表記した。その際、「メ」「リ」「云」「以」などは、それぞれ「シテ」「コト」「イフ」「モテ」などに改めた。また、繰り返し符号で表記されているものは、相当するカタカナに改めた。

一、振仮名、送仮名には若干の例外を除き濁音符がないの

で、例外箇所を除き濁音符を付けることはしていない。一、振仮名と送仮名は、なるべく原書に忠実に従うことに努めたが、両者の判別が困難な場合、原則として活用語は語幹を振仮名と見做し漢字の脇に、活用語尾を送仮名と見做し漢字の下に表記した。その他の語もなるべく読みやすい形で表記した。

一、カタカナの振仮名が読み的一部分だけしか示していない場合は、残りの読みをひらがなを用いて補った。

「審」^{ツマひらかニ}「略」^ホ「者」^モなどである。

一、推定して補った読みは、すべてひらがなを用いて表記した。その際、原則として古典文法に則り、音便形を用いていない。

一、ひらがなはすべて振仮名扱いとし、原文にカタカナの読みが附せられていないことを強調した。

一、漢字の左右に二通りの訓がある場合は、右傍訓を優先して表記し、左傍訓は括弧に入れて表記した。間々、漢字の右側に二通りの訓がある事があるが、その場合はより漢字に近い訓を優先して表記し、遠い訓は括弧に入れた。

一、漢字の右側に附せられた振仮名は右側に、左側に附せられた振仮名は左側に附した。推定して補った読みも、右側にあるべきものは右側に、左側にあるべきものは

左側に附した。

一、訓読文中では不読字（置き字）はすべて省略した。どの文字を省略したかは、訓読文の前に示した白文（読点付き）から判断願いたい。

一、訓読文中では再読文字はその文字を再度表出して、あたかもその文字が二度使用されているかのごとく表記してある。その際、一々再読であることを示していないので、どの文字を再読したかについても、訓読文の前に示した白文から判断願いたい。

一、地名・人名・官名・書名などを示す朱引は、すべて省略した。

一、原文では句点と読点の区別がなく、すべて行の中央に朱点が附せられているので、ここでは句点を用いず、すべて読点を用いた。また、明らかに附け落しと思われる個所には、白抜き/readの読点を補った。

一、原文には墨筆の縦線で、漢字の右脇に音読符、左脇に訓読符、漢字間の中央に音合符、左側に訓合符が附せられている。これらはすべて忠実に再現した。

一、原文に書き入れられている心覚えのためと思われる注記は省略した。

論語序

何晏集解

【義疏】

論語序

何晏集解

【集解】

敘曰、漢中壘

敘シテ曰ク、漢ノ中壘

【義疏】

東西南北四人有將軍耳、北方之夷官也、按尉者、考古、以奏事官也、

東西南北二四人將軍有ル耳、北方ノ夷官ナリ、按ノ尉ハ、古ニ考テ、以テ事ヲ奏スル官ナリ、

【集解】

按尉劉向言、魯論語二十篇、皆孔子弟子、記諸善言也、

按尉ノ劉向カ言ク、魯ノ論語ハ二十篇、皆孔子ノ弟子、善キ言ヲ記セリ、

劉向者、劉德之孫、劉歆之子、前漢時爲中壘按尉之官、若今皇城使也、其人博學經史、孔子沒後、而弟子共論而記之也、初爲魯人所學、故謂魯論也、又曰、劉者氏、向者名也、中壘官名也、按尉者官也、按者數也、尉安也、按數中壘之軍衆、而安之、故曰按尉也、漢世學者、又有魯論齊論古文論三本之異也、魯人所引、論語謂之魯論語、則有二十篇、如今之題目次第也、

劉向ハ、劉德カ孫、劉歆カ子ナリ、前漢ノ時ニ中壘按尉ノ官爲リ、今ノ皇城使ノ若シ、其ノ人博ク經史ヲ學フ、孔子沒シテ後、而シテ弟子共ニ論シテ之ヲ記ス、初メ魯人ノ爲ニ學ヒ所ル魯人ノ學フ所ト爲、故ニ魯論ト謂フ、又タ曰ク、劉ハ氏、向ハ名ナリ、中壘ハ官ノ名ナリ、按尉ハ官ナリ、按ハ數ナリ、尉ハ安ナリ、中壘ノ軍衆ヲ按數シテ、而シテ之ヲ安ス、故ニ按尉ト曰フ、漢ノ世ノ學者ナリ、又タ魯論齊論古文論三本ノ異有リ、魯人ノ引ク所ノ、論語之ヲ魯論語ト謂フ、則チ二十篇有リ、如今ノ題目次第ナリ、

【集解】

太子太傅夏侯勝、前將軍蕭望之、丞相韋賢、及子玄成等傳

之、

太子ノ太傅夏侯勝、前將軍蕭望之、丞相韋賢、及ヒ子玄成等傳タリ、

【義疏】

夏蕭及韋賢父子、凡四人、初傳魯論於世也、又曰、太子者、漢武帝之太子衛也、夏侯者氏、勝者名也、太子太傅夏侯勝、常山都尉龔共旧也、

夏蕭及ヒ韋賢父一子、凡テ四人、初テ魯論ヲ世ニ傳フ、又タ曰ク、太子ハ、漢ノ武帝ノ太子衛ナリ、夏侯ハ氏、勝ハ名ナリ、太子ノ太傅夏侯勝、常山ノ都尉龔共旧ナリ、

【集解】

齊論語二十二篇、其二十篇中章句、頗多於魯論、

齊ノ論語ハ二十一一篇、其ノ二十一一篇ノ中ノ章句、頗ル魯論ニ多レリ、

【義疏】

猶是弟子所記、而爲齊人所學、故謂爲齊論也、既傳之異代、

又經昏亂遂長有二篇也、其二十篇、雖與魯舊篇同、而篇中細章文句、亦多於魯論也、又曰、齊論者、齊人所引、論語謂之齊論、齊論則其中二十篇、前題目次第、與魯論不殊、以學而爲時習也、章句者古之解書之名也、分經文章句、而說之也、

猶ヲ是レ弟子ノ記スル所ナリ、而シテ齊人ノ學フ所ト爲、故ニ謂テ齊論ト爲、既ニ之ヲ異代ニ傳タリ、又タ昏亂ヲ(昏亂シテ)經テ遂ニ長スニ二篇有リ、其ノ二十一篇、魯ノ舊篇與同ト雖モ、而トモ篇ノ中ノ細章文句、亦タ魯論ニ多レリ、又タ曰ク、齊論ハ、齊人ノ引ク所ノ、論語之ヲ齊論ト謂フ、齊論ハ則チ其ノ中ノ二十篇、前ノ題目次第、魯論與殊ナラ不、學而ヲ以テ時習ト爲、章句ハ古ノ書ヲ解スルノ名ナリ、經ト文章ト分テ之ヲ説ク、

【集解】

瑯琊王卿、及膠東庸生、昌邑中尉王吉皆以教授之、

瑯琊ノ王卿、及ヒ膠東ノ庸生、昌邑ノ中尉王吉皆以テ教ヘ授タリ、

【義疏】

此三人傳齊論、亦用持教授於世也、

此ノ三人ハ齊論ヲ傳テ、亦タ用イテ持ツテ世ニ教ヘ授タリ、

【集解】

故有魯論、有齊論、

故二魯論有り、齊論有り、

【義疏】

夏侯等四人傳魯、王等三人傳齊、並行於世、世故有魯齊二論、雙立也、又曰、王者氏也、卿者尊之號也、不審名也、中尉者、佐於中壘校尉者也、故曰中尉也、王者亦氏、吉者名、瑯琊王卿及繆膠東庸生昌邑中尉王吉以教授也、

夏侯等カ四人ハ魯ヲ傳ヘ、王等カ三人ハ齊ヲ傳フ、並ニ世ニ行ハル、世故ニ魯齊ノ二論有テ、雙ヒ立ツ、又タ曰ク、王ハ氏ナリ、卿ハ尊フノ號ナリ、名ヲ審セ不、中尉ハ、中壘校尉ヲ佐クル者ナリ、故ニ中尉ト曰フ、王ハ亦タ氏、吉ハ名ナリ、瑯琊ノ王卿及ヒ繆東ノ庸生昌邑ノ中尉王吉以テ教ヘ授タリ、

【集解】

魯恭王時嘗欲以孔子宅爲宮、懷得古文論語、

魯ノ恭王ノ時ニ嘗テ（嘗）孔子ノ宅ヲ以テ宮ニ爲ラマク欲シテ、懷ツトキニ古文論語ヲ得タリ、

【義疏】

漢景帝之子名餘封魯、故謂魯恭王也、好治宮室、壞孔子舊宅、以廣其宮、於壁中、得古文論語、皆科斗文字也、又曰、古文者、則魯恭王壞孔子之宅、於屋壁所得也、案此論語似孔子撰集、便已其異本亦爲難解、將亦遇秦焚書、學士解散、失其本經、口所授、故致此異邪、

漢ノ景帝ノ子名ハ餘魯ニ封ラル、故ニ魯ノ恭王ト謂フ、好テ宮室ヲ治ム、孔子ノ舊宅ヲ壞テ、以テ其ノ宮ヲ廣ム、壁中ニ於テ、古文論語ヲ得タリ、皆科斗ノ文字ナリ、又タ曰ク、古文ハ、則チ魯ノ恭王孔子ノ宅ヲ壞ツトキニ、屋壁ニ於テ得ル所ナリト、此ノ論語ヲ案スルニ孔子ノ撰集スルニ似タリ、便チ已ニ其レ異本ニシテ亦解シ難シト爲、將ニ亦タ秦ノ焚書ニ遇テ、學士解散シヌ、其ノ本經ヲ失シテ、口ツカラ授タル所、故ニ此ノ異ヲ致

ス邪、

【集解】

齊論有問王知道多於魯論二篇、

齊論ニハ問王知道有リ魯論ニ多レリ二篇、

【義疏】

既有三論、文皆不同、齊論長有二篇、一曰問王、二曰知道、是多魯論二篇也、又曰、齊論下章有問王知道二篇、二篇内辭句、與魯論亦微異也、

既二三論有リ、文皆同カラ不、齊論ハ長スコト二篇有リ、一ニハ曰ク問王、二ニハ曰ク知道、是レ魯論ニ多レルコト二篇ナリ、又タ曰ク、齊論ハ下ノ章ニ問王知道ノ二篇有リ、二篇ノ内ノ辭句、魯論與亦タ微シ異ナリ、

【集解】

古論亦無此二篇、

古論ニモ亦タ此ノ二篇無シ、

【義疏】

齊非唯長魯論二篇、亦長於古論、古論故亦無此問王知道二篇也、又曰、古文則篇名與魯論略同準也、

齊唯タ魯論ニ長スコト二篇ノミニ非ス、亦タ古論ニモ多レリ、古論ニハ故ニ亦タ此ノ問王知道ノ二篇無シ、又タ曰ク、古文ハ則チ篇ノ名魯論與略同ク準フ、

【集解】

分堯曰下章子張問以爲一篇、

堯曰ノ下ノ章子張問トイフヲ分テ以テ一篇ト爲、

【義疏】

古論雖無問王知道二篇、亦分堯曰後、子張問於孔子曰、如何斯可以從政矣、又別題爲一篇也、

古論ニハ問王知道ノ二篇無シト雖、亦タ堯曰ノ後ノ、子張孔子ニ問テ曰ク、如何ナルスレヲカ以テ政ニ從ハシム可シトイフヲ分テ、又タ別ニ題シテ一篇ト爲、

【集解】

有兩子張、

兩ツノ子張有り、

子恥其言章、述而篇無於是日哭則不歌、子不食於喪側章、鄉黨篇無色斯舉矣、山梁雌雉時哉、子路拱也、三臭而立、作文、其餘甚多、也、

【義疏】

一是子張曰、士見危致命、爲一篇、又一是子張問孔子從政爲一篇、故凡論中有兩子張篇也、

一ニハ是レ子張カ曰ク、士ハ危ヲ見テハ命ヲ致ストイフヲ、
一ノ篇ト爲、又タ一ニハ是レ子張孔子ニ政ニ從フヲ問フヲ
一ノ篇ト爲、故ニ凡テ論ノ中ニ兩ノ子張カ篇有り、

【集解】

凡二十一篇、

凡テ二十一ノ篇、

【義疏】

古論既分長一子張、故凡成二十一篇也、又曰、有孔安注、無傳學、篇次第不與齊魯同、古文凡二十一篇、而次篇大不同、以鄉黨爲第二、以雍也爲第三、二十篇而內辭句亦大倒錯、昔其微子篇無巧言章、子罕篇無主忠信章、憲問篇無君

古論ハ既ニ分テ一ノ子張ヲ長ス、故ニ凡テ二十一ノ篇ト

成ル、又曰ク、孔安カ注ニ有り、傳テ學フコト無シ、篇ノ次第齊魯與同カラ不、古文ハ凡ソ二十一ノ篇、而シテ篇ヲ次ツルコト大ニ同カラ不、鄉黨ヲ以テ第一ト爲、雍也ヲ以テ第三ト爲、第二十篇ニシテ内ノ辭句亦大ニ倒錯ス、昔其レ微子カ篇ニ言ヲ巧ニスルノ章無シ、子罕ノ篇ニ忠信ヲ主トスルノ章無シ、憲問ノ篇ニ君子ハ其ノ言ヲ恥ツトイフ章無シ、述而ノ篇ニ是ノ日ニ於テ哭スル則ハ歌ハ不、子喪アルモノノ側ニ食セ不ノ章無シ、鄉黨ノ篇ニ色ノママニ斯ニ擧ス、山梁ノ雌雉時ナル哉、子路拱ス、三ヒ臭テ立ツノ、作文無シ、其ノ餘甚タ多シ、

【集解】

篇次不與齊魯論同、

篇ノ次齊魯論與同カラ不、

【義疏】

古論篇次、既不同齊、又不同魯、故云不與齊魯論同也、

侯論ト曰フ、

古論ノ篇ノ次、既ニ齊ト同カラ不^ス、又タ魯ト同ラ不^ス、故ニ齊魯論與ト同カラ不ト云フ、

【集解】
爲世所貴、

【集解】

安昌侯張禹本受魯論兼講齊說、善者從之、號曰張侯論、

世ノ爲ニ貴ヒ所ル、

安昌侯張禹本ト魯論ヲ受テ兼テ齊說ヲ講ス、善キニハ從フ、號ケテ張侯論ト曰フ、

【義疏】
此論既擇齊魯之善、此合爲一論、故世之學者、皆貴重於張侯論也、

【義疏】

禹初學魯論、又雜講齊論、於二論之中、擇善者抄集別爲一論、名之曰張侯論也、又曰、侯者爵也、張者氏也、禹者名也、安昌侯張禹從建受魯論兼說齊論、又問庸生吉等擇其善者而從之、號曰張侯論也、

【集解】
荀氏周氏章句出焉、

禹初メ魯論ヲ學テ、又タ雜ヘテ齊論ヲ講ス、二論ノ中ニ於テ、善キ者ヲ擇テ抄集シテ別ニ一論ト爲^ス、之ヲ名テ張侯論ト曰フ、又タ曰ク、侯ハ爵ナリ、張ハ氏ナリ、禹ハ名ナリ、安昌侯張禹建ニ從テ魯論ヲ受テ兼テ齊論ヲ説ク、又タ庸生吉等ニ問テ其ノ善キ者ヲ擇テ之ニ從フ、號テ張

【義疏】
荀氏荀咸也、周氏不悉其名也、章句者注解因爲分斷之名也、荀周二人、注張侯魯論而爲之分斷章句也、

苞氏ハ苞咸ナリ、周氏ハ其ノ名ヲ悉ニセ不、章句ハ注
解シテ因テ分斷ヲ爲スノ名ナリ、苞周ノ二人、張侯カ魯
論ヲ注シテ之カ爲ニ章句ヲ分斷ス、

【集解】

古論唯博士孔安國爲之訓說、

古論ニハ唯タ博士孔安國之カ訓說爲レリ、

【義疏】

訓亦注也、唯孔安國一人、注解於古論也、又曰、孔安國者、
漢武帝時之人也、訓說者、文字解之耳、

訓モ亦タ注ナリ、唯タ孔安國一人、古論ヲ注解ス、又
曰ク、孔安國ハ、漢ノ武帝ノ時ノ人ナリ、訓說ハ、文
ヲモテ之ヲ解スル耳、

【集解】

而世不傳、

而トモ世ニ傳ハラヌ、

【義疏】

世人不傳孔注古文之論也、

世人孔カ注ノ古文ノ論ヲ傳ヘ不、

【集解】

至順帝之時、南郡太守馬融亦爲之訓說、

順帝ノ時ニ至テ、南郡ノ太守馬融亦タ之カ訓說爲レリ、

【義疏】

後有馬氏亦注張禹魯論也、

後ニ馬氏有テ亦タ張禹カ魯論ヲ注ス、

【集解】

漢末、大司農鄭玄就魯論篇章考之齊古以爲之注、

漢ノ末ニ、大司農ノ鄭玄魯論ノ篇章ニ就テ之ヲ齊古ニ考ヘ
テ以テ之カ注爲ル、

【義疏】

鄭康成又就魯論篇章、及考校齊古二論、亦注於張論也、又曰、注者自前漢以前、解書皆言傳、去聖師猶近、傳先儒之義也、後漢以還、解書皆言注、注己之意於經文之下、謙不必是之辭也、

鄭康成又夕魯論ノ篇章ニ就テ、及ヒ齊古ノ二論ニ考ヘ、校テ、亦夕張カ論ヲ注ス、又夕曰ク、注ハ前漢自リ以テ前ハ、書ヲ解スルヲ皆傳ト言フ、聖師ヲ去ルコト猶ヲ近シ、先儒ノ義ヲ傳フ、後漢ヨリ以テ還ハ、書ヲ解スルヲ皆注ト言フ、己カ意ヲ注シテ經文ノ下ニ於ク、謙シテ必ス是ナラ不ルノ辭ナリ、

【集解】

近故司空陳群、太常王肅、博士周生烈皆爲之義說、
近コロ故ノ司空陳群、太常王肅、博士周生烈皆之カ義說爲レリ、

【義疏】

此三人共魏人也、亦皆爲張論、作注說也、又曰、近者、近今之世辭也、故者古爲司空而今不爲、故曰故司空也、太常

者、掌天下之書官名也、義說者、解其義也、

此ノ三人ハ共ニ魏人ナリ、亦夕皆張カ論ノ爲ニ、注說ヲ作ル、又夕曰ク、近コロトハ、今ノ世ニ近キ辭ナリ、故トハ古ノ司空爲リ今爲ラ不、故ニ故ノ司空ト曰フ、太常ハ、天下ノ書ヲ掌ルノ官ノ名ナリ、義說ハ、其ノ義ヲ解ス、

【集解】

前世、傳受師說、雖有異同、不爲之訓解、

前世(前ノ世)ニハ、師ノ說ヲ傳ヘ受テ、異同有ト雖モ、之カ訓解爲ラ不、

【義疏】

自張侯之前、乃相傳師受不同、而不爲注說也、

張侯自前ニハ、乃チ相ヒ傳テ師受同カラ不トモ、注說爲ラ不、

【集解】

中間、爲之訓解、至于今多矣、

中なか間ま、之カ訓解爲レリ、今ニ至テ多シ、

【義疏】

中間謂苞氏孔周馬之徒、至于今謂至魏末、何平叔時也、多矣言注者非一家也、

中間トハ苞氏孔周馬之徒ヲ謂フ、今ニ至ルトハ魏ノ末ニ至テ、何平叔カ時ヲ謂ソ、多シトハ言ハ注者一家ニ非ス、

【集解】

所見不同、互有得失、

見ル所同カラ不ス、互ニ得失有リ、

【義疏】

既注者多門、故得失互不同也、

既ニ注者門多シ、故ニ得失互ニ同不ス、

【集解】

今集諸家之善說、記其姓名、

今諸家ノ善キ說ヲ集テ、其ノ姓名ヲ記シメ、

【義疏】

此平叔用意也、叔言多注解家、互有得失而已、今集取録善者之姓名、著於集注中也、

此レハ平叔カ意ヲ用ルナリ、叔カ言ク注解ノ家多シ、互ニ得失有ル而已（得失有り而シテ已）、今集メ取テ善者ノ姓名ヲ録シテ、集注ノ中ニ著ス、

【集解】

有不安者、頗爲改易、

安カラ不スル者有ルヲハ、頗ル爲ニ改メ易ウ、

【義疏】

若先儒注非何意所安者、則何偏爲改易下己意也、頗猶偏也、

若シ先儒ノ注ノ何カ意ニ安スル所ニ非ルヲハ、則チ何偏ニ爲ニ改メ易ヘテ己カ意ヲ下ス、頗ハ偏猶シ、

【集解】

名曰論語集解、

名テ論語集解ト曰フ、

【義疏】

既集用諸注以解此書、故名爲論語集解也、又曰集解者、魏末吏部尚書何晏又因魯論本文、集此七家、兼取古文孔安國及下己意、名曰集解、

既ニ集テ諸注ヲ用テ以テ此ノ書ヲ解ス、故ニ名テ論語集解ト爲、又タ曰ク集解ハ、魏ノ末ニ吏部尚書ノ何晏又タ魯論ノ本文ニ因テ、此ノ七家ヲ集テ、兼テ古文孔安國ヲ取テ及ヒ己カ意ヲ下ス、名テ集解ト曰フ、

【集解】

光祿大夫關内侯臣孫邕、光祿大夫臣鄭仲、散騎常侍中、領軍安鄉亭侯臣曹義、侍中臣荀顛、尚書駙馬都尉關内侯臣何晏等上、

光祿大夫關内侯臣孫邕、光祿大夫臣鄭仲、散騎常侍中、領軍安鄉亭侯臣曹義、侍中臣荀顛、尚書駙馬都尉關内侯臣何晏等上ル、

【義疏】

此記孫邕等五人同於何晏共上此集解之論也、又曰、光祿者、掌祿人官之名、故曰光祿大夫也、散騎者、古以四馬爲乘也、漢以來而散之爲騎也、常侍中者、掌内仕之官長也、領軍世上書之官長也、駙馬掌馬官官名也、都尉兼總諸壘中之軍衆、而安之、故曰都尉、尉安也、何晏孔安國馬融苞氏周氏鄭玄陳郡王肅周生烈義示己意思、故謂之集解也、

此ハ孫邕等ノ五人何晏ニ同シテ共ニ此ノ集解ノ論ヲ上ルコトヲ記ス、又曰ク、光祿ハ、祿ヲ掌ル人ノ官ノ名ナリ、故ニ光祿大夫ト曰フ、散騎ハ、古ニハ四馬ヲ以テ乗ト爲、漢ヨリ以來之ヲ散シテ騎ト爲、常侍中ハ、内仕ヲ掌ル官ノ長ナリ、領軍ハ世書ヲ上ル官ノ長ナリ、駙馬ハ馬ノ官ヲ掌ル官ノ名ナリ、都尉ハ諸ノ壘中ノ軍衆ヲ兼ネ總テ、之ヲ安ス、故ニ都尉ト曰フ、尉ハ安ナリ、何晏ハ孔安國馬融苞氏周氏鄭玄陳郡王肅周生烈力義己カ意思ヲ示ス、故ニ之ヲ集解ト謂フ、

(本稿は平成二十年度科学研究費補助金基礎研究(C)「『論語義疏』古抄本の研究」による研究成果の一部である)

(かげやま てるくに・実践女子大学教授)